

# ブルガリア

## 商標規則

2007年9月11日第73号改正

### 目次

#### 第I章 総則

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

#### 第II章 標章

##### 第I節 出願

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

##### 第II節 審査

第17条

第17a条

第18条

第18a条

第18b条

第19条

第19a条

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第25条

### 第 III 章 地理的表示

#### 第 I 節 出願

第 26 条

第 27 条

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 31 条

#### 第 II 節 審査

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 39 条

#### 第 IV 章 国際登録

第 40 条

第 41 条

第 42 条

第 43 条

第 44 条

#### 第 V 章 共同体標章

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

#### 追加規定

§ 1

#### 最終規定

§ 2

§ 3

標章及び地理的表示の登録出願の起草，提出及び審査に関する規則の改定に関する命令第  
200号(2007年8月30日)の最終規定

§ 4

## 第 I 章 総則

### 第 1 条

本規則は、標章及び地理的表示の登録出願(以下「出願」という)の起草、提出及び特許庁における審査の手續に適用される。

### 第 2 条

(1) (改正一官報 2007 年第 73 号)標章又は地理的表示の登録出願は、直接に又は郵便、ファックス若しくは電子コピー通信手段により、特許庁に対して行う。

(2) (改正一官報 2007 年第 73 号)ファックス又は電子コピー通信手段により出願する場合は、ファックスの受領後 1 月以内に原本が特許庁で受領されなければならない。

(3) (補充一官報 2006 年第 14 号)出願は、特許庁の該当標準様式 1 通にタイプ打ち又は活字で記入して行う。

### 第 3 条

(1) (改正一官報 2006 年第 14 号)出願人が自然人である場合は、出願には、その者の完全名称、国籍を有する国又は永住権を有する国及び住所の表示を含める。

(2) 出願人が法人である場合は、出願には、法人登録に基づく登録名称及びその種類、その下で登録が行われた法律の属する国並びに住所の表示を含める。

(3) 出願人が複数である場合は、(1)及び(2)の情報は、各出願人について表示する。

### 第 4 条

(1) 出願は、出願人又はその工業所有権代理人(以下「代理人」という)が署名する。出願人が法人である場合は、出願は、その法定代理人が署名する。

(2) 出願人が法人又は個人営業主である場合は、出願に捺印も行う。

### 第 5 条

(1) 閣僚会議の 1993 年条令第 137 号により制定された工業所有権代理人に関する規則(官報 1993 年第 65 号により公告、1994 年第 86 号及び 1997 年第 41 号により改正)の(3)に基づいて委任された代理人又は特許専門家がいる場合は、出願に委任状を添付する。

(2) 委任状には、第 3 条にいう出願人を特定する情報、第 6 条にいう代理人に関する情報、出願受付番号及び出願日、及び／又は標章若しくは地理的表示に関する情報、並びに代理人が委任されている行為を記載する。委任を受けた者が特許専門家である場合は、委任状には労働契約の日付及び番号の表示も含める。

(3) 標章登録出願において出願人が複数であってその内の 1 がブルガリアの自然人又は法人である場合は、代理人に対する委任は義務的でない。このような場合は、ブルガリア共和国内の通信宛先を提示する。

(4) 出願人は、特許庁の標準様式又は他の何れかの様式を用いて委任状を提出することができる。

(5) 委任状がブルガリア語以外の言語による場合は、ブルガリア共和国外務省領事部において公証されなければならない。ただし、相互主義に基づいて公証が必要とされない場合は、

この限りでない。

(6) 委任状がいくつかの出願に関して代理人に委任するものである場合は、各出願について委任状の写し1通を提出する。これらの写しが委任状原本の真正謄本であることは、代理人の署名により証明される。

(7) (新設 - 官報 2007 年第 73 号) 審査過程において第 2 の工業所有権代理人が委任された場合は、両方の代理人に対して通信を行うが、最初の代理人による明示的な権限の取消がある場合はこの限りでない。

(8) (旧(7) - 官報 2007 年第 73 号) 代理人を再度委任する場合は、代理人を委任した者が委任する権限を有することを証明する授権書を提出しなければならない。この書類又は(6)の場合の認証謄本は、代理人の委任状に添付する。

(9) (旧(8) - 官報 2007 年第 73 号) 委任の取消を意図する場合は、特許庁に書面によりしかるべく通知しなければならない。

(10) (旧(9) - 官報 2007 年第 73 号) 出願の取下には特別の委任を要する。

## 第 6 条

出願には、指定された代理人(いる場合)の完全名称及び住所の表示を含める。

## 第 7 条

(1) 出願には、別に、ブルガリア共和国内の通信宛先を含めることができる。

(2) 出願人が複数である場合は、共通の通信宛先を提示することができる。共通の宛先が提示されない場合は、すべての通信は、出願に最初に記載された出願人の住所に送付する。

## 第 8 条

(1) (改正 - 官報 2007 年第 73 号) 出願手数料、審査手数料及び公告手数料は、出願時又は第 18 条(2)若しくは第 32 条(2)にいう期限内に納付する。

(2) 登録手数料、使用者としての記入手数料、登録証交付手数料及び公告手数料は、第 25 条(1)又は第 39 条(1)及び(2)にいう期限内に納付する。

(3) (新設 - 官報 2007 年第 73 号) 実体審査促進手数料は、促進請求を提出する時に納付する。

(4) (旧(3) - 官報 2007 年第 73 号) 手数料の納付は、現金又は銀行口座への払込により行う。

(5) (旧(4) - 官報 2007 年第 73 号) 所定手数料の納付を証明する書類を提出し、その書類には次の表示を含める。

(i) (改正 - 官報 2007 年第 73 号) 出願人及び代理人に関する情報

(ii) 登録を求めている標章又は地理的表示に関する情報

(iii) 商標法第 4 条に基づき特許庁が徴収する手数料の料金表の項目で、納付が行われたものの

## 第 9 条

(1) 特許庁に宛てたすべての通信には、関係する出願の受付番号及び出願人又は代理人の署名を含める。

(2) ファックスとして送付した通信は、ファックスの受領後 1 月以内に特許庁がその原本を受領することを条件として、受領されたものとみなされる。

(3) 出願人が応答すべき期限が通信に含まれる場合は、当該通信は、受領日を証明する配達通知書を付して送付する。

## 第 II 章 標章

### 第 I 節 出願

#### 第 10 条

- (1) 出願には次を含める。
- (i) 登録願書
  - (ii) 出願人を特定する情報
  - (iii) 代理人(いる場合)を特定する情報
  - (iv) 通信宛先(ある場合)
  - (v) 優先権主張(ある場合)
  - (vi) 標章が三次元標章又は音響標章である旨の表示
  - (vii) 色彩の主張(ある場合)
  - (viii) 標章の表示
  - (ix) (新設一官報 2006 年第 14 号)標章の説明及び／又はその単語要素及び描写方法の表示  
- キリル文字又はラテン文字
  - (x) (旧(ix)一官報 2006 年第 14 号)商品及び／又はサービスの一覧並びに国際分類に基づくこれらの類
  - (xi) (旧(ix)一官報 2006 年第 14 号)署名
- (2) 出願には次を添付する。
1. 委任状
  2. 優先権書類
  3. 手数料の納付を証明する書類
  4. 標章表示の追加の写
  5. 出願が団体標章又は証明標章に関するものである場合は、その使用規約

#### 第 11 条

- (1) 条約優先権を主張する場合は、出願には、最初の出願の日付及び番号並びにこれが提出された国の表示を含める。
- (2) 博覧会優先権を主張する場合は、出願には、展示日及び博覧会が開催された国の表示を含める。

#### 第 12 条

- (1) 色彩の主張を行う場合は、出願には、色彩及び各色彩に係わる標章の部分についての記述を含める。
- (2) 記述された色彩は、標章の表示における色彩と一致しなければならない。

#### 第 13 条

- (1) 標章の表示は、白黒で、明瞭かつ複製可能なものであって、7cm×7cm の寸法でなければならない。
- (2) 色彩を主張する場合は、標章の表示は、色彩を用いたものでなければならない。

(3) 標章が三次元の場合は、表示において、その三次元の特徴を示さなければならない。1の図で全体の形についての概念を示すことが不可能な場合は、表示に他の図を追加するものとする。

#### 第14条

(1) 商品及び／又はサービスの一覧には、登録を請求する商品及び／又はサービスの名称の表示を含め、当該商品及び／又はサービスは、国際分類の類に応じて分類しなければならない。

(2) 商品及び／又はサービス群の前にそれぞれの国際分類上の類の番号を付する。商品及び／又はサービスの一覧は、類の昇順で提示する。

(3) 商品及び／又はサービスは、できる限り国際分類の用語に近い用語を使用して記述する。

#### 第15条

(1) 商標法第34条(2)(v)にいう優先権書類は、最初の出願の写しであって、当該国の所轄当局により証明されたものでなければならない。

(2) 商標法第34条(4)(iv)にいう書類は、博覧会職員により交付される博覧会参加を証明する書類である。当該書類には、展示した商品に付された標章の表示も含める。

#### 第16条

(1) 出願には、標章の表示の白黒の写し2通を添付する。

(2) 色彩の主張がある場合は、出願には、さらに、標章の表示の色付の写し2通を添付する。

### 第II節 審査

#### 第17条

(1) (改正－官報2007年第73号)何れの出願も、出願日を付与する目的で、商標法第33条の規定の遵守についての検査を受ける。

(2) 出願が(1)の要件を満たしている場合は、受付番号及び出願日を標章出願の受付登録簿に記録し、次いで、出願自体に表記する。

(3) (1)の要件を満たす出願がファックスとして提出され、かつ、原本が第2条(2)にいう期間の満了後に受領された場合は、原本が特許庁において受領された日を出願日とみなす。

(4) 出願書類がブルガリア語以外の言語により提出され、かつ、そのブルガリア語への翻訳文が商標法第33条(2)に定める3月の期間内に提出されない場合は、出願日は、(1)の要件が満たされることを条件として、特許庁が翻訳文を受領した日とする。

#### 第17a条(新設－官報2006年第14号)

(1) 出願日を付与された出願は、商標法第32条(6)に基づく手数料の納付を証明する書類が添付されているか否かについて検査される。

(2) (1)にいう書類が提供されない場合は、出願人に瑕疵を補正するために3月の猶予を与える。

(3) (2)に定める期間内に手数料が納付されなかった場合は、出願は、取り下げられたとみなす。

される。

## 第 18 条

- (1) (新設一官報 2006 年第 14 号) 手数料の納付を証明する書類が提供された後 2 月以内に、出願は、次のとおりであるか否かについて審査を受ける。
  - (i) 出願人が商標法第 2 条の要件を満たしていること
  - (ii) 出願が商標法第 32 条(2)の要件を満たしていること
  - (iii) 団体標章又は証明標章の使用規約が商標法第 29 条(2)又は第 30 条(2)それぞれの要件を満たしていること
  - (iv) 出願が第 10 条から第 16 条までの要件を満たしていること
  - (v) 商品及び／又はサービス一覧並びに類が第 14 条の要件を満たしていること
- (2) 瑕疵がある場合は、出願人にその旨を通知し、これを補正するために 3 月の猶予を与える。
- (3) (改正一官報 2007 年第 73 号) (2)にいう期間内に分割される場合は、分割出願を行い、かつ、出願手数料、審査手数料及び公告手数料を納付しなければならない。分割出願の主題は、原出願の内容の範囲を超えてはならない。
- (4) 商品及び／又はサービスが不正確に分類されていることが確認された場合は、分類し直され、かつ、出願人は、(2)に基づく期間内に新しい類について手数料を納付しなければならない。
- (5) 商品及び／又はサービスが不明瞭であり又は不明瞭な言葉で記述されている場合は、出願人は、出願した商品及び／又はサービスの範囲を超えることなしに、これらについて説明し、指定し、かつ、補正する。
- (6) (新設一官報 2006 年第 14 号)優先権が主張され、商標法第 34 条に基づく期間内に優先権書類が提出されない場合、優先権手数料が納付されない場合、又は優先権書類が第 15 条の要件を満たさない場合は、出願人に対して、出願優先日は出願が特許庁に提出された日とする旨を通知する。
- (7) (旧(6)一官報 2006 年第 14 号)出願人が(2)に定める期間内に応答しない若しくは瑕疵を補正しない場合、又は正当な理由のない反論をする場合は、審査官は、手続停止の決定を行う。
- (8) (新設一官報 2007 年第 73 号)委任状が(2)に基づく期間内に提出されないか、又は委任状が第 5 条(2)の要件を満たさない場合において、出願人がブルガリア共和国に恒久的住所又は居所を有するときは、出願手続は継続し、通信は出願人に直接行われる。

## 第 18a 条(新設一官報 2006 年第 14 号)

- (1) 正規の方式要件を満たす出願は、方式審査後 1 月以内に特許庁公報に公告する。
- (2) 何人も、商標法第 11 条及び第 12 条を理由として、公告後 2 月以内に標章登録に異議を申し立てることができる。

## 第 18b 条(新設一官報 2007 年第 73 号)

公告が行われた公報の番号及び公告日に関するデータは、標章ファイルに記録する。

**第 19 条**(改正一官報 2006 年第 14 号)(補充一官報 2007 年第 73 号)

(1) 第 18 条(2)に基づく期間の満了後 1 年以内に、何れの出願も、異議申立の有無を問わず、公告の順序に従って、実体審査を受ける。

(2) 審査手続は、次の手順を踏む。

(i) 異議申立の調査(ある場合)

(ii) 商標法第 11 条に基づく標章調査

(iii) 商標法第 12 条及び第 31 条(3)に基づく標章調査

(iv) 調査結果の分析

(v) 理由がある場合は、拒絶の通知

(vi) 出願に関する決定

(vii) 請求がある場合は、異議申立に対する意見の、異議申立人への通知

**第 19a 条**(新設一官報 2007 年第 73 号)

(1) 実体審査は、出願人の請求により、かつ、第 8 条(3)にいう手数料の納付を以て、進めることができる。

(2) (1)に基づく実体審査は、請求を受領した順序で実施する。

(3) 実体審査は、次の 2 の期間、すなわち商標法第 36b 条(1)に基づく期間と出願優先日後 6 月間のうち、遅い方の期間の満了の少なくとも 1 月後に開始する。

**第 20 条**(補充一官報 2007 年第 73 号)

商標法第 11 条に基づく調査は、次について行う。

1. 国又は政府間機関の紋章、旗章又はその他の記章、公式名称の全体又は略称
2. ブルガリアの公的な又は国際的に公的な管理及び保証のための標識及び証印
3. (削除一官報 2006 年第 14 号)
4. 文化省が保管するブルガリア共和国の歴史的及び文化的記念碑の一覧及びカタログ
5. (削除一官報 2006 年第 14 号)
6. 世界保健機関が保管する医薬物質の推奨自由名称
7. 語彙集、百科事典その他の参考書

**第 21 条**(改正一官報 2007 年第 73 号)商標法第 12 条及び第 31 条(3)に基づく調査は、次のファイルについて実施する。国内経路により出願又は登録された標章及び地理的表示、マドリッド協定及びブルガリア共和国が指定国である議定書に基づく国際標章登録、リスボン協定に基づいて登録された原産地名称、委員会規則(EC)2006 年第 510 号に基づいて出願又は登録された地理的表示及び原産地呼称、共同体標章出願及び登録、ブルガリア共和国の領域における周知標章及び名声を有する標章であって、登録簿に記録されたもの。

**第 22 条**

分析には、標章又は図面若しくは図の意味の評価、及び出願された標章と調査の結果発見された標章との比較を含める。

### 第 23 条

- (1) 調査結果の分析により、商品及び／又はサービスの全体又は一部について登録を許容し得ないことが証明される場合は、出願人に拒絶通知を送付する。
- (2) 当該通知には、拒絶のすべての理由を記載し、出願人には、反論するために3月の猶予を与える。

### 第 24 条(削除—官報 2006 年第 14 号)

### 第 25 条

- (1) 実体審査の結果、標章が商標法の規定を満たしていると認められる場合は、出願人にその旨を通知し、かつ、登録手数料、登録証交付手数料及び公告手数料を納付するために1月の猶予を与える。
- (2) 所定の手数料が(1)にいう期間内に納付された場合は、標章を登録する決定を行い、当該決定には、標章国家登録簿に記録された標章登録番号も含める。
- (3) (1)にいう期間内に所定の手数料が納付されない場合は、出願は、取り下げられたものとみなされる。
- (4) 審査の結果、登録は許容し得ないと認められ、かつ、第 23 条(2)に基づく期間内に出願人が次の場合に該当するときは、登録拒絶の決定を行う。
  - (i) 応答しない場合
  - (ii) 正当な理由のない反論をする場合
  - (iii) 商標法第 11 条(2)に基づく取得された識別性の証拠を示さない場合
  - (iv) 商標法第 11 条(3)に基づく関連所轄当局の承諾を提示しない場合
  - (v) 商標法第 37 条(3)に基づく構成要素に対する排他権を放棄しない場合
  - (vi) 商標法第 12 条(4)に基づく先の標章の所有者の同意を提示しない場合
  - (vii) 商品及び／又はサービスの一覧を限定しない場合
- (5) (2)又は(4)にいう決定は、実体審査を実施する国家審査官が行う。
- (6) (4)に基づく決定は、第 23 条(2)にいう期間の満了後1月以内に行う。

## 第 III 章 地理的表示

### 第 I 節 出願

#### 第 26 条

(1) 地理的表示の登録出願及び／又は使用者としての記入申請には、次のものを含める。

- (i) 登録及び／又は使用者としての記入の請求様式
- (ii) 出願人及び／又は使用者を特定する情報
- (iii) 代理人(いる場合)を特定する情報
- (iv) 通信宛先(ある場合)
- (v) 原産地名称又は出所表示
- (vi) 商品の指定
- (vii) 地理的場所の境界の指定
- (viii) 商品の説明
- (ix) 原産国における地理的表示の登録に関する情報
- (x) 署名

(2) 出願には次のものを添付する。

- (i) 商標法第 60 条(4)及び／又は第 63 条(3)にいう書類
- (ii) 原産国において地理的表示が保護を受けられるための書類の写し
- (iii) 委任状
- (iv) 所定の手数料を納付したことを証明する書類

#### 第 27 条

出願には、登録を求めている原産地名称又は出所表示を含める。これは、国の名称又は当該国における地域若しくは場所の名称であり、商品の一般名称又は系列名称をこれに付加することができる。

#### 第 28 条

出願には、地理的表示に関係する商品の具体的な表示を含める。

#### 第 29 条

- (1) 地理的場所とは、国又は当該国の地域若しくは特定の場所をいう。
- (2) 出願には、地理的場所の境界についての記述を含め、かつ、境界を示した地図又は図面を添付する。

#### 第 30 条

- (1) 商品の説明は、次のものから成る。
  - (i) 商品及び場合により原料の基本的な物理的、化学的、微生物学的及び／又は感覚的特徴に関する情報
  - (ii) 商品の現地における伝統的な生産方法の説明
  - (iii) 商品の特徴であって、商品と地理的環境又は地理的原産との間の関係を示すもの

(2) 原産地名称の登録出願の場合は、商品の特性又は特色に対する自然的及び人為的要因の効果を説明する。

### 第 31 条

出願人が外国人である場合は、出願には、原産国における地理的表示の登録に関する情報を記載する。

## 第 II 節 審査

### 第 32 条

(1) (改正一官報 2007 年第 73 号) 各出願の受付番号及び出願日を地理的表示の受付登録簿に記録し、当該番号及び日付を出願自体に表記する。

(2) すべての出願は、商標法第 60 条又は第 63 条及び本規則第 26 条から第 31 条までの規定を満たしているか否かについて審査を受ける。瑕疵が確認された場合は、出願人にその旨を通知し、瑕疵を補正するために 3 月の猶予を与える。

(3) 出願人が(2)に基づく期間内に瑕疵を補正しない場合は、国家審査官は、手続停止の決定を行う。

### 第 33 条(改正一官報 2007 年第 73 号)

実体審査は、次の手順を踏む。

- (i) 商標法第 51 条に基づき出願された地理的表示の調査
- (ii) 商標法第 52 条に基づき出願された地理的表示の調査
- (iii) 調査結果の分析
- (iv) 理由がある場合は、拒絶の通知
- (v) 出願に関する決定

### 第 34 条

地理的表示が原産地名称又は出所を示しているか否かに関する調査は、商標法第 60 条(4)及び第 63 条(3)並びに本規則第 26 条(2)(ii)にいう書類を基礎として実施する。

### 第 35 条(改正一官報 2007 年第 73 号)

商標法第 52 条に基づく調査は、次のファイルについて実施する。国内経路により出願又は登録された地理的表示、標章、植物の品種及び動物の品種、リスボン協定に基づいて登録された原産地名称、マドリッド協定及び議定書に基づく国際標章登録、共同体標章の出願又は登録。

### 第 36 条

調査結果の分析は、出願した地理的表示と調査の結果発見された資料との間の比較を基礎として行う。

### 第 37 条

(1) 調査結果の分析により、出願された地理的表示の登録を許容し得ないことが証明された場合は、出願人に登録拒絶の通知を送付する。

(2) (1)に基づく通知には、拒絶に関するすべての事由を記載し、かつ、出願人には、反論するために3月の猶予を与える。

### 第 38 条

(1) 地理的表示の登録の終了若しくは無効の申立、商標法第23条(1)(iii)に基づく引用された先の標章の登録の取消、無効若しくは終了の申立、又は植物品種若しくは動物品種の証明書の無効の申立がある場合は、出願手続は、出願人の請求により停止する。

(2) (1)に基づく請求には、停止が請求されている出願の受付番号並びに(1)にいう申立の受付番号及び日付を記載する。

(3) 出願手続は、当該申立に関する決定が効力を生じた時又はその停止が当該国家登録簿に記録された時には、出願人の請求により再開する。

### 第 39 条

(1) 地理的表示が商標法の規定を満たしていると認められた場合は、出願人にその旨を通知し、かつ、登録手数料、使用者としての記入手数料、登録証交付手数料及び公告手数料を納付するために1月の猶予を与える。

(2) 使用者としての記入申請が商標法の規定を満たすと認められた場合は、出願人にその旨を通知し、かつ、使用者としての記入手数料、登録証交付手数料及び公告手数料を納付するために1月の猶予を与える。

(3) (1)及び(2)に基づく期間内に所定の手数料が納付された場合は、登録及び／又は使用者としての記入を実施する決定を行い、当該決定には、地理的表示国家登録簿に記録した地理的表示の登録番号も記載する。

(4) 1月の期間内に所定の手数料が納付されない場合は、出願は、取り下げられたものとみなされる。

(5) 審査の結果、登録が許容し得ないと認められ、かつ、第37条(2)に基づく期間内に出願人が応答しない場合、又は正当な理由のない反論をする場合は、登録又は使用者としての記入を拒絶する決定を行う。

(6) (3)又は(5)にいう決定は、実体審査を実施する国家審査官が行う。

(7) (5)にいう決定は、第37条(2)に基づく期間の満了後1月以内に行う。

## 第 IV 章 国際登録

### 第 40 条(改正一官報 2007 年第 73 号)

- (1) 世界知的所有権機関の公報における国際登録の公告後 2 月以内に、何人も、商標法第 36b 条(2)及び(3)の規定に従うことを条件として、ブルガリア共和国の領域においてその効果を認めることに対して異議申立をすることができる。
- (2) 第 19 条(2)から第 22 条までに基づく実体審査は、ブルガリア共和国を指定する標章の国際登録すべてについて実施する。
- (3) 審査結果の分析により、ブルガリア共和国の領域についての国際登録の効果が許容し得ないことが示された場合は、マドリッド協定第 5 条又は議定書第 5 条に基づいて、予備的拒絶を通知する。
- (4) 審査の結果、登録が許容し得ないと認められ、かつ、第 23 条(2)に基づく期間内に出願人が自己の授権工業所有権代理人を通じて応答しない場合、又は正当な理由のない反論をすれば、登録を拒絶する決定を行う。
- (5) (3) 及び(4) に基づく決定は、実体審査を実施する国家審査官が行う。
- (6) (4) に基づく決定は、第 23 条(2)にいう期間の満了後 1 月以内に行う。
- (7) 国際登録に関する最終決定が発効した後に、予備的拒絶を確認する又は取り下げる宣言を世界知的所有権機関の国際事務局へ送付する。

### 第 41 条

- (1) 標章の国際登録から国内登録への変更は、特許庁に提出された国際登録の所有者の請求により実施する。
- (2) (1) に基づく請求には、次のものを含める。
  - (i) 標章に関する国際登録の番号及び情報
  - (ii) 標章に関する国内登録の番号及び情報
  - (iii) 国内登録及び国際登録の所有者を特定する情報
  - (iv) 変更を請求する商品及び／又はサービスの一覧
- (3) 請求には、所定の手数料の納付を証明する書類を添付する。
- (4) 変更は、標章、商品及び／又はサービスの一覧並びに所有者の間の同一性が確認されることを条件として認められる。
- (5) 特許庁は、実施した変更について、国際事務局及び代理人に通知する。

### 第 42 条

- (1) (補充一官報 2007 年第 73 号)国内標章の国際登録出願は、国際事務局の該当標準様式を用いて、フランス語又は英語により特許庁に提出する。
- (2) (補充一官報 2007 年第 73 号)(1) に基づく出願には、国内登録又は国内出願と同一の情報を記載しなければならない。出願において商品及び／又はサービスの一覧を限定することは認められる。
- (3) 特許庁は、(2) の要件を満たしているか否かについて出願を検査する。
- (4) 出願人は、検査及び国際登録出願の国際事務局への送付に関する手数料を納付しなけれ

ばならない。

#### **第 43 条**

(1) (改正一官報 2007 年第 73 号)リスボン協定に基づいて登録された原産地名称は、第 35 条に基づいて実体審査を受ける。

(2) 手続停止の場合は、第 38 条を適用する。

#### **第 44 条**

(1) (補充一官報 2007 年第 73 号)登録済のブルガリア原産地名称の登録出願は、国際事務局の該当標準様式を用いて、フランス語又は英語により特許庁に提出する。

(2) 出願には、国内登録と同一の情報を記載しなければならず、また、これは、同一の原産地名称及び同一の商品に関するものでなければならない。

(3) 第 42 条(3)及び(4)の規定は、原産地名称にも適用する。

## 第V章 共同体標章(新設一官報 2007 年第 73 号)

### 第 45 条(新設一官報 2007 年第 73 号)

欧州共同体商標意匠庁により送付された全ての共同体標章出願は、第 19 条(2) (iii)に基づいて特許庁が審査し、共同体標章に関する理事会規則 40/94/EC 第 39 条の規定に従い、返送する。

### 第 46 条(新設一官報 2007 年第 73 号)

(1) 共同体標章を特許庁経由で出願する場合は、出願は、直接又は郵送により特許庁に提出し、送付手数料の納付を証明する書類を添付する。

(2) 特許庁は、出願に受領日を記入し、アラビア数字の頁番号を挿入し、また、出願人に対して、受領日、書類の種類及び番号、並びに出願送付日を通知する。

### 第 47 条(新設一官報 2007 年第 73 号)

(1) 国内出願に変更した共同体標章登録又は共同体標章出願は、受付番号及び共同体標章出願日と同じ日を付して、特許庁が保管する受付標章出願登録簿に記録する。

(2) (1)に基づく出願は、商標法第 72c 条(2)の要件の遵守について審査を受ける。

(3) 商標法第 72c 条(2)の要件を満たしていないことが証明された場合は、変更手続は終了する。

(4) 共同体標章の国内標章への変更が商標法第 72c 条(2)の要件を満たしていると証明された場合は、次のとおりであるか否かについて検査を受ける。

(i) 出願が商標法第 32 条(2)の要件を満たしていること

(ii) 団体標章又は証明標章の使用規約が商標法の各第 29 条(2)又は第 30 条(2)の要件を満たしていること

(iii) 出願人がブルガリア共和国に恒久的住所又は居所を有していない場合は、地元の工業所有権代理人が委任されていること、かつ、委任状が添付されていること

(iv) 商品及び／又はサービス一覧が第 14 条の要件を満たしていること

(5) 検査の結果、瑕疵が証明された場合は、出願人にその旨を通知し、これを除去するために 3 月の猶予期間を与える。

(6) (5)にいう期間内に分割される場合は、分割出願を行い、出願手数料、公告手数料及び審査手数料を納付する。分割出願の主題は、原出願の主題と異なってはならない。

(7) 商品及び／又はサービスが不正確に分類されていることが確認された場合は、分類し直され、かつ、出願人は、(5)に基づく期間内に、新しい類の手数を納付する。

(8) 商品及び／又はサービスが不明瞭であり又は不明瞭な言葉で記述されている場合は、出願人は、出願商品及び／又はサービスの範囲を超えることなしに、これらについて説明し、指定し、かつ、補正しなければならない。

(9) 出願人が(5)に定める期間内に応答しないか若しくは瑕疵を補正しない場合、又は正当な理由のない反論をする場合は、審査官は、手続停止の決定を行う。

### 第 48 条(新設一官報 2007 年第 73 号)

国内出願に変更した共同体標章で、正規の方式要件を満たすものは、その方式審査後 1 月以

内に、特許庁の公報において公告する。何人も、第 18a 条(2)にいう期間内に異議申立をすることができる。

**第 49 条**(新設—官報 2007 年第 73 号)

商標法第 36b 条(1)に基づく期間の満了後 1 年以内に、国内出願に変更された共同体標章は、第 19 条(2)及び第 20 条から第 25 条に基づく実質審査を受ける。

## 追加規定

### § 1

標識如何により、標章は、次のものであり得る。

1. 語：語(人名を含む)、語の組合せ、文字、数字又は文字と数字の組合せから成る場合
2. 図：図面又は図から成る場合
3. 三次元：商品の形状又は包装から成る場合
4. 色彩の組合せ：2以上の色彩から成る場合
5. 音声：音符により図示されるメロディーを表現する場合
6. 組合せ：語及び／又は図の要素及び／又は色彩の組合せを表現する場合。特別の図示方法により示される単語標章も組合せとみなされる。

## 最終規定

### § 2

本規則は、商標法 § 15 に基づいて公布する。

### § 3

本規則の施行は、特許庁長官に委ねられる。

標章及び地理的表示の登録出願の起草，提出及び審査に関する規則の改定に関する命令第200号(2007年8月30日)の最終規定(公告－官報2007年第73号)

**§ 4**

本規則は，方式又は実体審査が本規則の施行日までに完了していない標章登録出願にも適用する。